

令和8年3月6日
総務部経理課契約係

契約条項の一部改正について

令和8年4月1日から、工事契約の前払金について、契約金額の規模に応じた算定式を撤廃するため、区が契約で使用する工事の契約条項について以下のとおり改正します。

1 改正の概要

工事契約の前払金について、契約金額の規模に応じた算定式の記載を削除し、「契約金額の4割を超えない額」とします。

2 施行日

令和8年4月1日以降に発注する案件から適用する。

お問い合わせ

総務部 経理課 契約係

電話 03-5307-0612